

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出（ 〃 ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出（ 〃 ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	1
○道路の区域変更（4件）（道路課）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙の選挙運動の収支報告	2

告 示

高知県告示第418号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
えん訪問看護ステーション四万 四十市古津賀一丁目30 令8・6・1
十

高知県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションドリームチーム	南国市物部131－1	令和6年11月1日
変更後	訪問看護リハステーションドリームチーム		
変更前	訪問看護ステーションあんこ	吾川郡いの町波川1913－2	令和8年3月1日
変更後	訪問看護リハステーションこもれば		

高知県告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステ－	安芸郡安田町安田	令和4年4

	シオンなかやま楽校	1718番地1	月5日
変更後		安芸郡安田町正弘1532番地	
変更前	訪問看護リハステーションいろは	吾川郡いの町波川1913－2	令和8年3月1日
変更後		香美市土佐山田町旭町五丁目2－4	
変更前	訪問看護リハステーション	吾川郡いの町1847	〃
変更後	こもれば	吾川郡いの町波川1913－2	

高知県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
エール薬局サニ 四十市古津賀四丁目30番地 令8・3・14
一マート四十
店
川 田 内 科 南国市後免町四丁目2－7 〃 〃 15
医療法人泰和会 〃 大埴甲1218番地 〃 〃 31
森本歯科診療所
平和歯科診療所 〃 駅前町二丁目6－23 〃 〃 〃

高知県告示第422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年2月高知県告示第103号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ高知店

高知市東雲町6ほか

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第423号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 194号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町清水上分字上トンボヲ434番1	前	19.8 ） 52.0	94
	後	27.9 ） 114.9	94

高知県告示第424号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 194号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町清水上分字上トンボヲ434番1	前	18.2 ） 24.3	37
	後	19.2 ）	37

		24.3	
--	--	------	--

高知県告示第425号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 321号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
四万十市間崎字夜狩山1668番56から四万十市間崎字上ミコノナロ149番1まで	前	12.3 ） 49.3	415
	後	13.0 ） 63.2	415

高知県告示第426号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 441号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
四万十市岩田字ナダヤシキ468番から四万十市岩田字大人谷20番1まで	前	11.3 ） 30.5	1,196
	A	11.3 ） 26.3	1,196

	後			
	B	38.0 ） 58.5		1,160

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中村市下山路土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。
令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
（退任）		
理事	細木 郁	四万十市山路496番地
〃	矢野川正和	〃 〃 492番地
〃	佐田 安	〃 具同田黒一丁目11番51号 長崎ハイツ3
〃	小野 等	〃 山路236番地
〃	藤本 博猪	〃 坂本501番地
〃	乾 素直	〃 実崎1380番地2
〃	小野 光章	〃 山路351番地
監事	山崎 武志	〃 〃 1120番地
〃	小野 浩一	〃 〃 235番地
（就任）		
理事	小野 等	四万十市山路236番地
〃	佐田 南海	〃 〃 1820番地
〃	矢野川正和	〃 〃 492番地
〃	小野 光章	〃 〃 351番地
〃	山崎 陽一	〃 〃 1111番地
〃	田中 理夫	〃 実崎1308番地イ
監事	小野 浩一	〃 山路235番地
〃	細木 郁	〃 〃 496番地

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第88号
令和8年1月18日に執行された高知県議会議員補欠選挙において選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。
令和8年6月30日
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月18日執行 高知県議会議員補欠選挙（土佐清水市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
4,750,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岡 崎 哲 也	所属党派	無 所 属	期間	令和8年1月5日から 令和8年1月23日まで
出納責任者氏名	矢 野 川 清			第1回分	

収入				支出		円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	円	人件費	315,000	
		0		家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	793,140	
				広告費	394,900	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	26,628	
その他の寄附		0				
その他の収入		895,588				
今回計		895,588		今回計	1,529,668	
前回計		0		前回計	0	
総 計		895,588		総 計	1,529,668	

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	134,080円
	ポスターの作成	500,000円
	計	634,080円

報告書受理年月日	令和8年1月29日	第1回 報告分
----------	-----------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月18日執行 高知県議会議員補欠選挙（土佐清水市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
4,750,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	谷 口 佳 保	所属党派	自由民主党	期間	令和7年12月1日から 令和8年1月23日まで
出納責任者氏名	奥 田 憲一			第1回分	

収入				支出		円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	円	人件費	305,850	
				家屋費	8,064	
自由民主党土 政 党		50,000		選挙事務所費	8,064	
佐清水支部				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	964,300	
				広告費	37,268	
				文具費	49,150	
				食糧費	157,800	
				休泊費	0	
				雑費	0	
その他の寄附		8,064				
その他の収入		1,500,000				
今回計		1,558,064		今回計	1,522,432	
前回計		0		前回計	0	
総 計		1,558,064		総 計	1,522,432	

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	112,000円
	ポスターの作成	750,000円
	計	862,000円

報告書受理年月日	令和8年2月2日	第1回 報告分
----------	----------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月18日執行 高知県議会議員補欠選挙（土佐清水市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
4,750,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	谷口佳保	所属党派	自由民主党	期間	令和8年2月24日から 令和8年3月2日まで
出納責任者氏名	奥田 憲一			第2回分	

収入				支出		円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	円	人件費		0
				家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費	134,700	
				文具費		0
				食糧費		0
				宿泊費		0
				雑費		0
その他の寄附		0				
その他の収入		0				
今回計		0		今回計	134,700	
前回計		1,558,064		前回計	1,522,432	
総計		1,558,064		総計	1,657,132	

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	112,000円
	ポスターの作成	750,000円
	計	862,000円

報告書受理年月日	令和8年3月2日	第2回 報告分
----------	----------	---------